



上士幌町

# 一般廃棄物処理基本計画

“持続可能な循環型社会を目指して”

## 概要版

(素案)

## 第1編 一般廃棄物処理基本計画策定の基本的事項

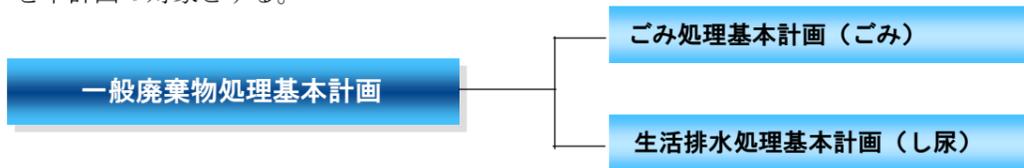
### 基本的事項

#### 1. 計画策定の目的

今後15年間における生活系、事業系ごみ、生活排水（し尿、生活雑排水）、浄化槽汚泥について収集運搬から最終処分に至るまでの基本的方針と施策の方向性を示し、町民、事業者、行政が協働・連携し、一体となった持続可能な「循環型社会」の実現を目的に策定する。

#### 2. 対象廃棄物

廃棄物のうち家庭生活に伴って排出される生活系ごみと産業廃棄物を除く事業系ごみの「一般廃棄物」を本計画の対象とする。



#### 3. 計画期間

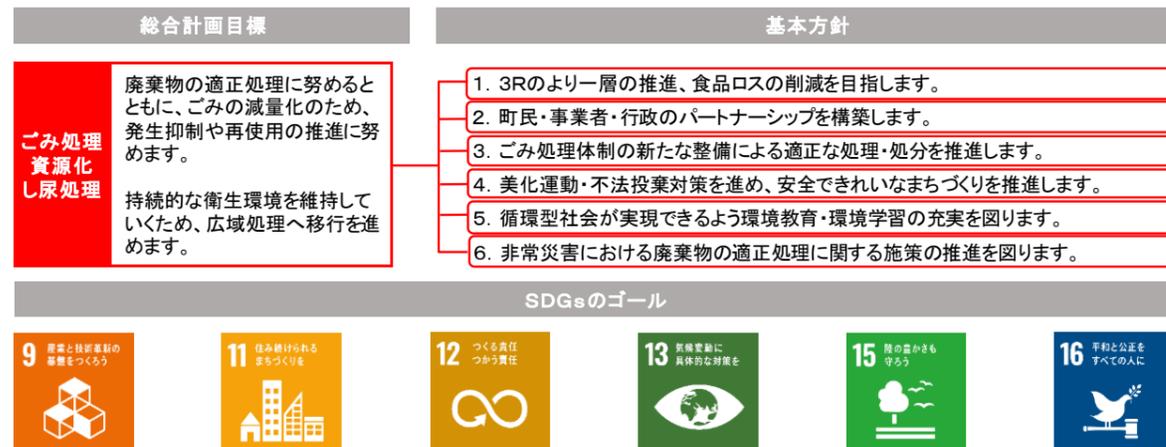
令和5年度を初年度として計画目標年度を令和19年度とする。

なお、廃棄物に関する社会情勢等の諸条件に大きな変化があった場合は、必要に応じて見直しを行うものとする。

## 第2編 ごみ処理基本計画

### 基本方針

「第6期上士幌町総合計画」におけるごみ処理に関する基本目標を実現するため6つの基本方針を定める。基本理念・基本方針に基づいて施策を推進することで、ごみ処理課題を解決するとともに、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に貢献していく。



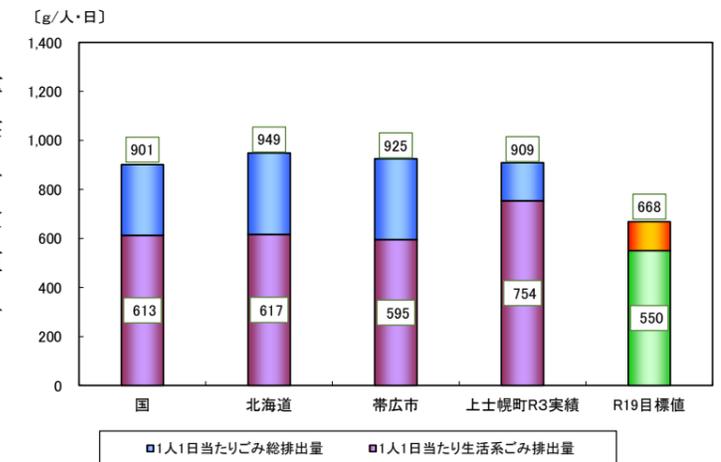
### 基本目標

国や北海道が示す一般廃棄物の減量化の方針等を踏まえ、「ごみの発生抑制」「資源化」の視点で基本目標を設定する。

項目		令和3年度実績	計画目標 令和19年度
1. ごみの発生抑制	1人1日当たりごみ総排出量	909g/人・日	668g/人・日
	1人1日当たり生活系ごみ排出量	754g/人・日	550g/人・日
	事業系ごみ排出量	240.77t/年	216t/年 (R3に対して10%削減)
2. 資源化	リサイクル率	25.4%	30.0%

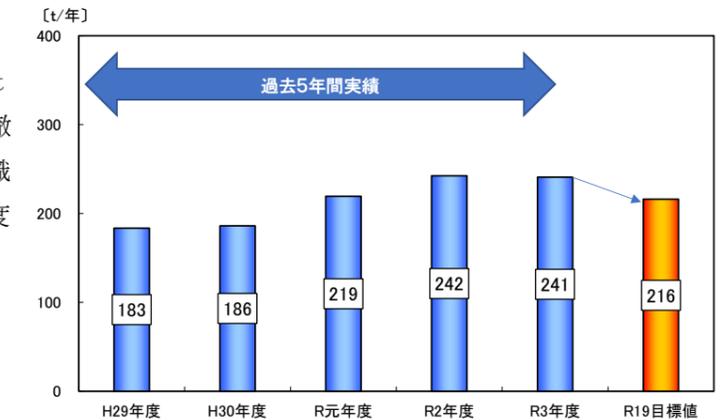
#### 1. 1人1日当たりごみ総排出量

令和3年度のごみ総排出量は、909g/人・日であるが、資源回収の奨励及び回収業者への支援、ごみ分別や生ごみの資源化に向けた支援、ごみの発生抑制と食品ロスへの意識啓発により、排出量の目標値を668g/人・日、1人1日当たり生活系ごみ排出量の目標値を550g/人・日とする。



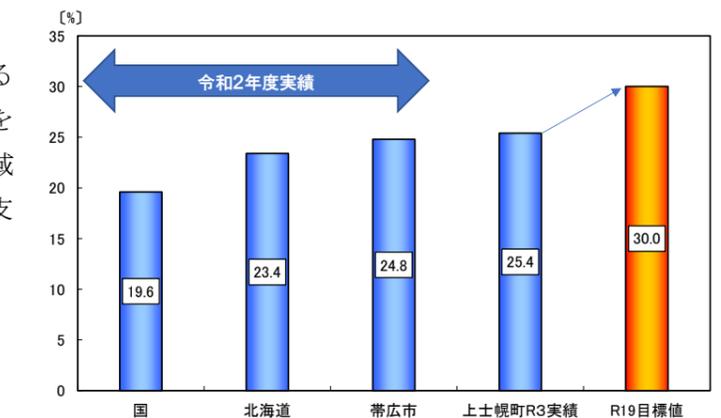
#### 2. 事業系ごみ排出量

令和3年度の事業系ごみ排出量は240.77t/年であるが、各事業所におけるごみ分別の徹底や資源化・発生抑制の取組みに対する意識啓発等により、排出量の目標値を令和3年度の排出量に対し10%削減の216t/年とする。



#### 3. リサイクル率

令和3年度のリサイクル率は、25.4%であるが、ホームページや広報誌、ごみ分別アプリを活用し、分別回収の徹底を図るとともに、地域における資源集団回収の取組みを引き続き支援し、目標値を30.0%とする。



## 施策の展開

「循環型社会形成推進基本法」では、廃棄物処理やリサイクルの取組みについて、ごみの発生抑制を最優先に位置づけている。

町民アンケートでは、ごみの減量・資源化、食品ロス削減についての意識は高いが、「ある程度しか取り組んでいない」「特に何もしていない」との回答が多く見られた。今後は、各家庭が自主的に生ごみなどの発生抑制を講じることができるよう具体的な取組みを検討していく必要がある。

事業所アンケートでは、事業所の約7割が「資源物の分別を徹底している」と回答しており、資源化に対する意識が高い結果となった。今後も、事業者が排出者責任を意識し、ごみの資源化に積極的に取り組めるよう周知啓発をする必要がある。

ごみの発生を抑制するには、町民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を認識し、互いに協働して積極的に取組んでいく必要があるため、それぞれが果たすべき役割にて施策の展開を図る。

区 分	施 策
町民の役割	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. ライフスタイルの転換</li> <li>2. リサイクル活動への積極的参加</li> <li>3. 行政の施策への協力</li> </ol>
事業者の役割	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 製品の製造業者における発生抑制</li> <li>2. 製品の流通・販売業者における発生抑制</li> <li>3. 事業活動全般での発生抑制</li> <li>4. 食品廃棄物の発生抑制</li> <li>5. レジ袋の有料化・梱包の簡素化の推進</li> </ol>
行政の役割	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 教育・啓発活動の充実</li> <li>2. 生ごみの減量化・資源化の推進</li> <li>3. 廃棄物処理施設の適正な管理・運営への協力</li> <li>4. 多量排出事業者への減量化指導の徹底</li> <li>5. 行政における率先取組み</li> <li>6. 適正なごみ処理手数料の検討</li> <li>7. 資源集団回収の強化・拡大と資源回収業者への支援</li> <li>8. 不適正処理・不法投棄対策の強化</li> </ol>

## その他ごみ処理に関する事項

ごみ処理施設整備について検討及び施策を講じるものとする。

区 分	施 設	施 策 内 容
ごみ処理施設の整備	再生利用施設	今後も引き続き、民間業者への委託等により資源ごみの処理を行う。
	生ごみ等有機系廃棄物リサイクル施設	生ごみ等食品残渣利活用の取組みは、町が目指す脱炭素社会の実現に必要な不可欠であると思われることから、先進事例の情報収集に努め、その効果を見極めつつ慎重に検討を進める。
	北十勝組合の処理施設	令和10年度の広域処理参画に伴い、全てのごみの処理が完了した時点で運転を停止し、北十勝組合と士幌町と協議を進め、施設の解体に向けた作業（調査設計、解体工事）を進める。
	ごみ中継施設の整備	ごみ中継施設は、令和9年度末の完成を目指し、士幌町と協力して整備を進める計画とする。
	有害鳥獣減容化施設	有害鳥獣駆除により発生した野生動物の死体を対象とした減容化施設の整備を検討する。

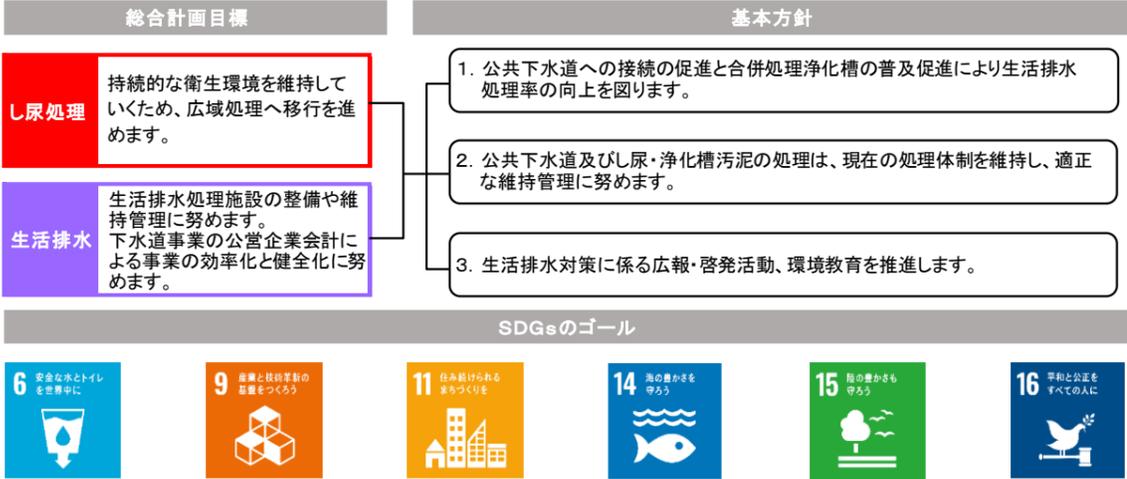
その他ごみ処理に関する対策及び基本方針について施策を講じる。

項 目	施 策 内 容
1. 不法投棄・不適正処理対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○不法投棄パトロールの継続と推進</li> <li>○町内会、警察等との連携強化</li> <li>○地域一斉清掃等への住民参加の推進</li> <li>○町内会、企業等による清掃ボランティア活動の推進</li> </ul>
2. 在宅医療廃棄物の処理に関する基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>○注射針等の鋭利な物は、医療機関あるいは患者、その家族が医療機関へ持ち込み、感染性廃棄物として処理する。</li> <li>○町は、地域在宅医療について医療機関と一緒に支えていくという意識のもと、患者のことを第一に考えた対応を行う。</li> </ul>
3. 感染性廃棄物の処理に関する基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>○上士幌町新型インフルエンザ等対策行動計画に準じて行うものとするが、感染性廃棄物の処理については、環境省が作成した「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」に基づき処理を行う。</li> </ul>
4. 災害廃棄物対策の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害時の連絡体制の確立を図る。</li> <li>○国及び道との連携体制を構築する。</li> <li>○防災体制を整備する。</li> <li>○事前広報活動を実施する。</li> </ul>

# 第3編 生活排水処理基本計画

## 基本方針

「第6期上士幌町総合計画」における生活環境・社会基盤に関する基本目標を実現するため3つの基本方針を定めた。



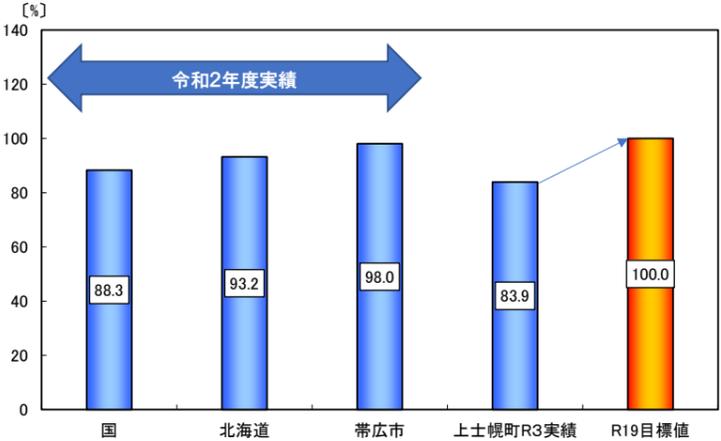
## 基本目標

生活排水処理率の基本目標を設定する。

現状 (令和3年度)	中間目標年次 (令和9年度)	中間目標年次 (令和14年度)	計画目標年次 (令和19年度)
83.9%	90.0%	95.0%	100%

### 1. 生活排水処理率

令和3年度の生活排水処理率は83.9%であるが、公共下水道区域内における下水道への接続推進と生活雑排水の適正処理への推進により、令和19年度までに100%を目指す。



## 施策の展開

生活排水処理の適正処理を徹底し、目標を達成するため、町民・事業者・行政において以下の取組み、施策を進める。

区分	施策
町民・事業者の取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>○環境に優しい石鹼・洗剤を使用して適正量を守る、調理くずや廃食用油は排水として流さない、風呂の残り水の有効利用に努めるなど、発生源での対策に取り組む。</li> <li>○浄化槽設置者は、適正な維持管理を励行する。</li> </ul>
町における基本施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公共下水道区域では、未接続世帯に対し早期接続を働きかけ、PRしていく。</li> <li>○公共下水道の適正な維持管理に努める。</li> <li>○公共下水道の処理区域外や単独処理浄化槽を設置している世帯や事業所に対しては、合併処理浄化槽の設置・転換を働きかけ、設置、維持管理に対する補助制度の導入を検討する。</li> <li>○浄化槽設置者に対し、浄化槽の機能維持のため、定期的な保守点検、清掃、機能検査の実施等適正な維持管理を行うよう指導する。</li> <li>○ホームページや広報誌への情報掲載等を通じて、水環境の現状や計画の情報提供を行う。</li> <li>○また、各種PR活動を通じて環境学習の充実を図る。</li> <li>○浄化槽の維持管理業者に対し、汚泥引抜清掃時に必要以上の洗浄排水を使用しないよう指導する。</li> <li>○十勝川流域下水道浄化センターが恒久的に施設運営を図られるよう、広域事務組合と協議し、施設運営に対する協力を継続する。</li> </ul>